

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

ほろにかが

平成26年4月16日
全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「お酒への思い」

委員 小倉 俊明

景気は回復基調にあると言われておりますが、4月から実施された消費税増税の影響が心配されます。駆け込み需要による反動や増税による消費の落ち込み、また、増税分の価格未転嫁など抜け駆けの懸念が付きまといます。

政府は、消費税増税による景気の腰折れを防ぐため5兆円規模の経済対策や、転嫁しやすい環境の整備を図り、より迅速に転嫁拒否行為を取り締まる仕組みなど、実効性のある強力な転嫁対策を実施しております。

市場では気になる動きも見られますが、我々消費税に係る全ての事業者は、自己責任のもと完全転嫁して、政府の景気浮揚効果を期待したいところです。全卸中央会では、カルテルを締結し完全転嫁を確認しております。よろしくお願い致します。

また、3月期決算の期間収益が気になるところであります。売り上げは每期減少、経費を絞っても、業務改善しても減益に歯止めがかかりません。

国税庁の資料によると酒類卸売業の9割以上が中小企業、また、約50%が赤字企業または低収益企業です。企業数もここ10年間で半数以上減っているということです。つつい良き時代にタイムスリップしたくなってしまうます。

酒類商品が担税物質であることと、商品の特性が致酔飲料であることから、特に戦後においては、生産から流通の末端に至るまで製造数量規制・各種免許制度・原材料供給規制等、多くの制約条件が法制上定められ、規制を受けていました。この諸規制が長い間続き、この業界へ外部からの自由な参入を抑止する障壁の役目を果たすこととなり、業界の人々は酒類に関する規制制度が既存の体制を擁護するものだと錯覚するようになっていました。冷静に考えれば酒類は消費される生活物質の一つである事に間違えありません。しかし、一般の生活物質と同様に時代に即して変化していかなければならないものなのでしょうか。

政府によれば、規制緩和とは、一般の生活者の視点から、つまり作り手や売り手ではなく、消費者の立場から自由でより良い生活するための取り組みです。それぞれの立場により利害関係がありますが、消費者の満足度を最大の目的として規制改革を行うのは、私たちの暮らしをより豊かにする効果があり誰も異論はないように思われます。

昨今、飲酒は適度もしくは少量の飲酒は健康上明らかに有用とされているものの、さまざまな身体的、社会的弊害が、飲酒に起因していると証明され、逆に規制の対象として考えられてきています。業界にとっても注目すべきところであり、大きな光明となることを期待するのは私だけでしょうか。

我々酒類卸売業は、免許の要件緩和が開始されたものの、まだまだ規制の中にあることを忘れてはならないと思います。

国税庁では、「酒類に関する公正な取引のための指針（新指針）」の周知・啓発、取引状況等の実態調査を実施することにより、酒類業者における公正取引の確保に向けた自主的な取り組みの促進を図って頂いております。さらに、調査において合理的でない取引が認められた場合は改善指導を行うとともに、必要に応じては公正取引委員会と連携するなど、酒類の公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対処して頂いております。

しかし、実態は100%近く守られておりません。厳しい罰則規定がない等、声も聞かれますが、現実問題としてこれ以上の規制は考えにくいと思われます。酒類業界全体として、真摯に受け止め取り組まなければならないと思います。

酒類業界の継続的な発展のためには、行政に耳を傾け、もう一度足元を見つめ直し、免許業者として公正な取引を実施して、財務内容を改善して、酒税の保全と免許業者としての社会的要請への対応を果たすべきと痛感しております。WHOの有害な使用の削減の提言等を踏まえ、社会的責任を自覚し、この権利と義務を果たす事が免許業者として責務であり、また、役割であると思っております。歳と共に、百葉の長であるお酒への思いが増すばかりです。

○ 平成26年3月ビール類の出荷状況

(単位：kl・%)

期間 区分	3月			1～3月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	236,794	202,965	116.7	551,608	499,811	110.4
発泡酒	72,933	61,403	118.8	165,944	153,348	108.2
新ジャンル	201,728	174,078	115.9	450,079	408,671	110.1
計	511,455	438,446	116.7	1,167,631	1,061,830	110.0